

平成 28 年 7 月 1 日  
技 術 管 理 室

入札参加者 各位

新潟市水道局 総合評価方式  
技術資料の作成及び提出について（注意）

総合評価方式における技術資料の作成及び提出手続きの際の注意事項については、個別説明書や平成28年6月1日に開催しました「新潟市水道局建設工事入札参加者向け説明会」などの内容を確認いただき、多くの方にご理解いただいていることと存じます。

一方で、平成28年度の総合評価方式入札案件においても手続き上の不備による不受理や技術資料作成上の不備により正しく評価することができないケースが散見されています。

入札参加者におかれましては、個別説明書等に記載された注意事項を改めてご確認いただき、技術資料の作成及び提出において不備のないようお願い致します。

**【平成28年度総合評価入札案件において発生している技術資料の不備等】**

(1) 電子申請における申請者情報の入力ミス

電子申請時の申請者名が契約権限者でない場合は失格となります。申請・届出者情報と連絡先情報を取り違えて入力することのないよう確認してください。

(2) 電子申請における工事番号・工事名・総合評価の種類における入力ミス

電子申請時に入力された工事番号・工事名・総合評価の種類が公告されている内容と異なる場合、提出された技術資料は受理しません。

(3) 電子申請における技術資料の添付ミス

電子申請時に入力された工事番号と添付された技術資料の工事番号が異なる場合、正しく評価することができません。

(4) 簡易な施工計画書におけるイラスト図等の添付ミス

文章を補完するためのイラスト・イメージ図は、個別説明書に記載された用紙サイズ・枚数を限度として添付できます。イラスト図等を添付する際は、【別紙資料】を参考に規定された用紙サイズ・枚数に収めて提出してください。

文章を補完するイラスト図等が個別説明書に規定された用紙サイズ・枚数を超えている場合には、簡易な施工計画書の評価点を0点とします。

## 簡易な施工計画書におけるイラスト図等の添付について(例)

簡易な施工計画書におけるイラスト図等の添付方法について、下記の記載条件における良い例と、これまでにあった悪い例を示します。なお、以下に示すイラスト図等の配置や大きさなどは例であり、技術資料の作成方法を指定するものではありません。

### ・個別説明書の記載条件(抜粋)

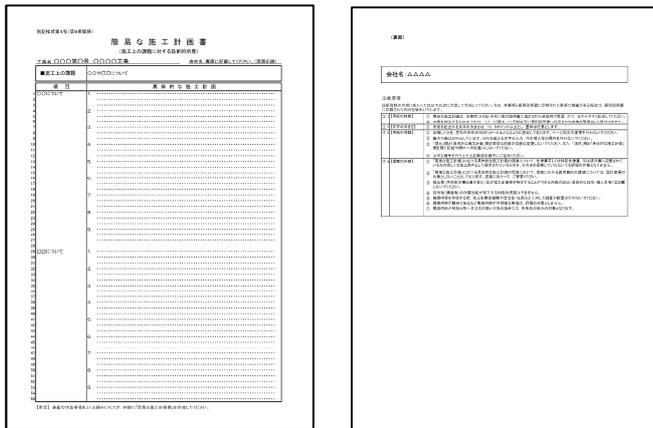
#### 3 技術資料の作成について

#### (3)簡易な施工計画書(別記様式第4号)

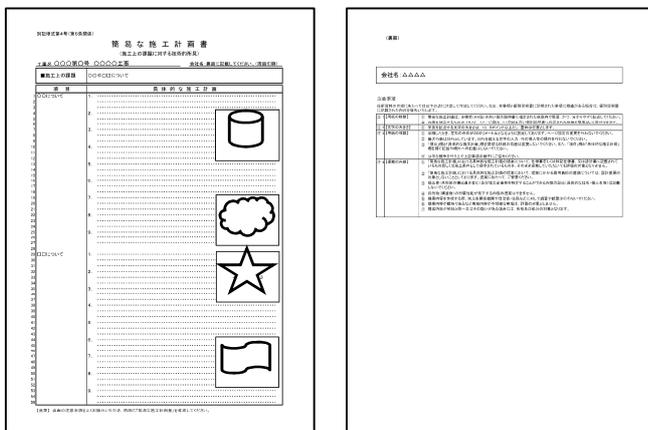
#### ②記述について

文字は、10.5ポイント以上とし、文章は1枚に簡潔に記述してください。なお、文章を補完するためのイラスト・イメージ図は、A4用紙1枚を限度として添付できます。

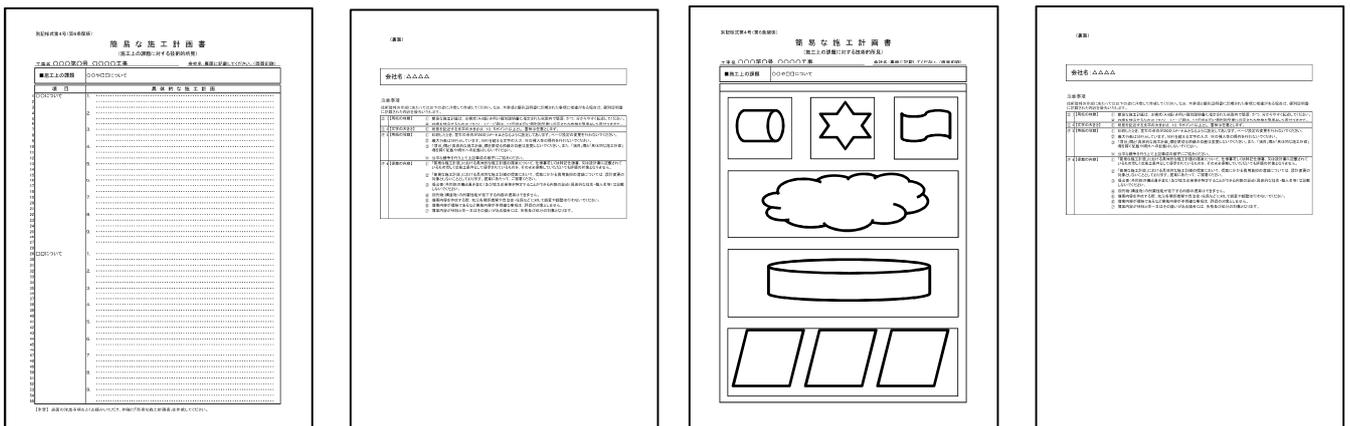
### ○ 良い例 文書1枚のみを記載して提出



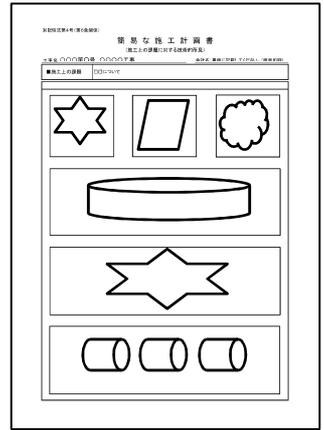
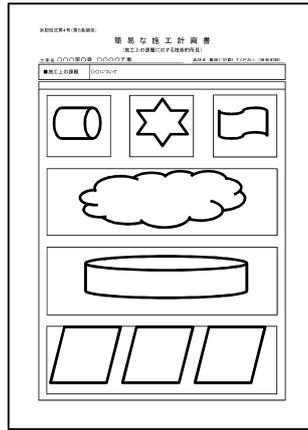
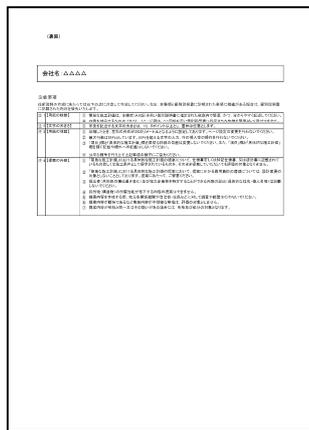
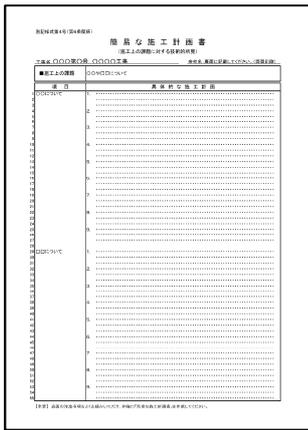
### ○ 良い例 文書とイラスト図等を1枚の中にまとめて記載し提出



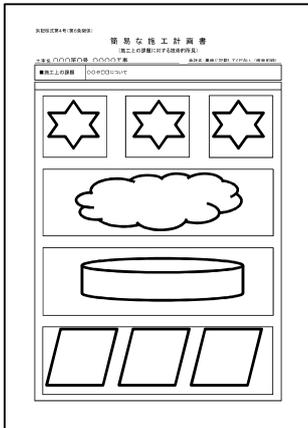
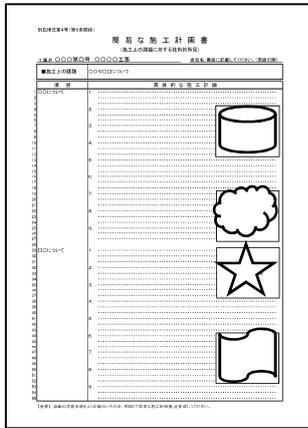
### ○ 良い例 文書1枚とイラスト図等をそれぞれ1枚にまとめて提出



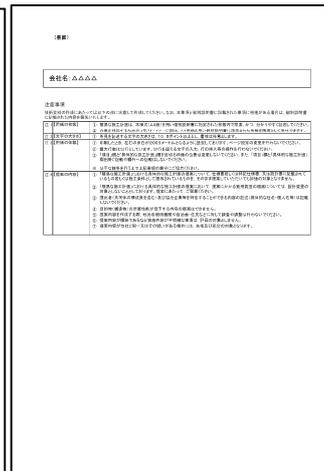
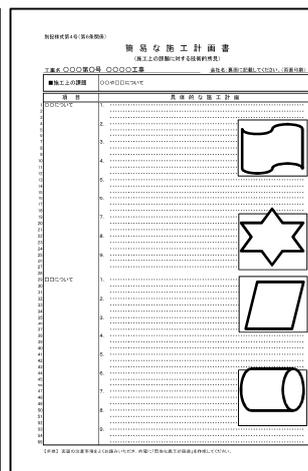
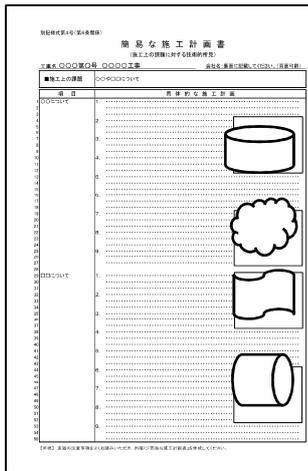
× 悪い例 文書1枚にイラスト図等を2枚添付して提出  
イラスト図等が規定の枚数を超えているため、評価点は0点となります。



× 悪い例 イラスト図等が混じった文書1枚の他にイラスト図等1枚を添付して提出  
イラスト図等がA4用紙1枚の他に文章中にも掲載されている場合は、余白の状況等に関わらず限度とする枚数を超えているものと見なし、評価点は0点となります。



× 悪い例 イラスト図等が混じった文書2枚を提出  
イラスト図等が混じった文書が2枚提出された場合は、文章とイラスト図等の配分に関わらず、文書1枚・イラスト図等1枚とする限度を超えているものと見なし、評価点は0点となります。



**【注意】**  
提出された施工計画の内容が簡易な施工計画で求める所見と異なっている場合についても、評価点は0点となります。  
「施工上の課題」欄についても個別説明書の内容をよく確認してご記入ください。